

誓 約 書

令和 年 月 日

(申 請 先)
広 島 市 長

申 請 者 氏 名

法人にあってはその名称
及び代表者の職・氏名

登録申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合にはその役員を含む。）は、広島市屋外広告物条例第23条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

広島市屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第23条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき（中略）は、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第26条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第23条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第26条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (3) 第26条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第25条第1項の規定により第23条の2第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者